

介護保険法に基づく介護保険事業所に係る指定の一部効力停止処分について

介護保険法に基づく監査を実施した結果、人格尊重義務違反が認められたため、下記のとおり、指定の一部効力停止処分を行います。

1 事業所概要

- (1) 事業所名 有料老人ホームサニーライフ川崎
- (2) 事業所番号 1 4 7 5 2 0 1 2 4 8
- (3) 所在地 川崎市中原区下小田中 6－9－1 7
- (4) サービス種類 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護
- (5) 指定年月日 平成 1 8 年 1 月 1 日
- (6) 事業者名 株式会社 川島コーポレーション（千葉県君津市東猪原 2 4 8 番地 2）
代表取締役 川島 輝雄
- (7) 利用定員 80 人

2 経過

令和 4 年 11 月 18 日 運営基準違反等に関する通報を受け、運営指導を実施
令和 5 年 2 月 20 日 監査実施（令和 5 年 8 月 3 日まで計 3 回）

3 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力を 3 月停止（新規利用者の受入停止・介護報酬の請求上限を 7 割に制限）
- (2) 処分期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

4 処分の理由

- (1) 少なくとも職員 4 名が利用者 6 名に対して、令和 5 年 2 月までの間に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たす状態であることを確認せずに、利用者のベッドを柵で囲み行動を制限する身体的虐待を行ったこと。
- (2) 職員 1 名が利用者 1 名に対して、令和 5 年 2 月までの間に、利用者の手の届かない場所にナースコールを置くなどの、介護・世話の放棄・放任を行ったこと。
- (3) 職員 1 名が不特定の利用者に対して、令和 5 年 2 月までの間に、利用者を罵倒するなどの心理的虐待を行ったこと。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 村上
電話：0 4 4－2 0 0－3 8 0 2